

理事会議事録閲覧謄写許可申立書

平成26年 4月18日

山形地方裁判所 御中

〒998-0013 山形県酒田市東泉町4丁目13番地の16

申立人 和多田 惇

〒990-2413 山形市南原町一丁目14番51号

相手方 一般社団法人山形県中小企業診断協会

同代表者代表理事 五十嵐幸枝



申立の趣旨

「申立人が、相手方の第1期事業年度から第2期事業年度終了後の定時社員総会までの間に開催された理事会議事録のうち、業務執行に関する決定、代表理事及び業務執行理事からの自己の職務の執行状況に関する報告及び監事から理事会への報告義務のある事項について議事録の閲覧及び謄写することを許可する。」との裁判を求める。

申立の理由

- 1 相手方は、一般社団法人及び一般財団法人法（以下「法」という。）に基づく、理事会設置及び監事設置の一般社団法人である（甲第1号証）。

申立人は、相手方の定款第5条1項に定める社員（正会員）であり、定款5条2項の見なし条項により相手方の社員である（甲第2号証、甲第9号証）。

- 2 相手方は、法第63条1項に基づく社員総会の決議によって理事を選任した。社員が選任した理事と相手方との関係は法第64条に基づき委任に関する規定に従う。

相手方は、理事会設置法人であることから（甲第1号証）、法第90条1項に基づき理事会を組織し、同理事会は、法第90条2項1号に基づき相手方の業務執行の決定及び同条2項2号に基づき理事の職務の執行の監督を行う。

一方、相手方の代表理事は、法第91条1項1号及び、定款第20条3項に基づき業務執行を担当する。

当該業務執行理事は、法第91条2項に基づき3か月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

理事会は、法第95条3項に基づき、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第15条3項に掲げる内容について理事会の議事録を作成しなければならない（甲第6号証）。

理事会と代表理事との権利及び義務は、上記関係にあるにも拘わらず、現代表理事による執行内容は、明らかに不正な行為をし、若しく当該行為をするおそれがあると認め



られ、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは不当な事実があると認められることから、理事会と代表理事との委任関係を明確にするため、同事実を書面により監事らに伝え、法第100条に基づき、当該事実について監事から理事会への報告を求めた(甲第3号証、甲第5号証)。

- 3 申立人は、当申立による理事会の議事録を閲覧及び謄写することにより、理事会での業務執行の決定及び理事の職務の執行の監督状況を確認した上で、理事会からの委任関係のない執行部分、不正部分及び法令若しくは定款に違反する事実を把握した上で、代表理事に対し社員代表訴訟を提起することを検討しており、そのためには理事会での討議事実及び討議状況を把握する必要がある(甲第3号証、)。

さらに、第2期事業年度終了後に行われる定時社員総会運営につき、代表理事は定款に定める条項に違反し役員等への立候補を制限する(甲第7号証)など、正常な総会運営が期待できないことから、申立人は総会検査役選任の申し立てを行うことを検討しているため、そのために事前に理事会での討議状況を把握する必要がある(甲第4号証、甲第7号証、甲第10号証、甲第11号証)。

- 4 よって、法第97条2項に基づき、申立の趣旨記載の理事会議事録の閲覧謄写の許可を求める。

#### 疎明方法

甲第1号証	履歴事項全部証明書
甲第2号証	山形県中小企業診断協会社員(会員)名簿
甲第3号証	監事への内容証明発送郵便物
甲第4号証	定例総会開催日時等の開催内容の照会電子メール及び役員公募要項
甲第5号証	配達内容証明書(甲第3号証分)
甲第6号証	定款
甲第7号証	代表理事への内容証明発送郵便物(平成26年4月8日付)
甲第8号証	代表理事への内容証明発送郵便物(平成26年4月9日付)
甲第9号証	中小企業診断士登録証
甲第10号証	配達内容証明書(甲第7号証分)
甲第11号証	配達内容証明書(甲第8号証分)

#### 添付書類

相手方の履歴事項全部証明書	1通
申立書副本	1通
甲号証写し	各2通

以上